

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者2者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

期間：令和8年4月17日～令和8年6月16日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会

期間：令和8年4月17日～令和8年6月16日（2ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）の専務理事（当時）（※）は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて株式会社共栄 ALUCAZ（現株式会社 MACHI づくり）に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、株式会社共栄 ALUCAZ 関連会社の株式会社共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。その後、同専務理事（当時）は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

※ 今回逮捕、起訴された専務理事（当時）は、一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事をつとめている。

当該事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成9年5月30日付け官会第1242号）の別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。